

付 議 第 1 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を別紙のとおり改正することについて、議決を求めます。

高知県教育委員会事務委任等規則（平成4年教育委員会規則第1号）

第2条 教育委員会は、次に掲げる事務を除き、その権限に属する事務を教育長に委任する。

（3）規則及び訓令を制定し、又は改廃すること。

教 育 委 員 会 規 則

別紙

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8 年 月 日

高知県教育長 今城 純子

高知県教育委員会規則第 号

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則

へき地等学校等を指定する規則（平成16年高知県教育委員会規則第2号）の一部を次のように改正する。

別表第1の1級の安芸郡の東洋町の項を次のように改める。

東洋町	甲浦小学校 甲浦中学校	平成2年1月1日 〃
-----	----------------	---------------

別表第1の2級の安芸郡の東洋町の項を次のように改める。

東洋町	野根小学校 野根中学校	平成28年4月1日 令和8年9月1日
-----	----------------	-----------------------

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

へき地等学校等を指定する規則の一部を改正する規則議案説明

1 改正の主な内容

この規則は、現在へき地等学校等として指定している学校の移転に伴い、必要な改正を行おうとするものである。

※へき地等学校等とは

交通条件及び自然的、経済的、文化的諸条件に恵まれない山間地、離島その他の地域に所在する小学校、中学校及び共同調理場。

へき地等学校等に勤務する職員等には、へき地手当等が支給される。

2 施行期日

この規則は公布日から施行する。

新

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（へき地学校等）

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村		3 小学校、中学校、 義務教育学校及び共 同調理場	4 指定日
1 級	略		略	略
	安芸郡	東洋町	甲浦小学校 甲浦中学校	平成2年1月1日 〃
	略			
2 級	略		略	略
	安芸郡	東洋町	野根小学校 <u>野根中学校</u>	平成28年4月1日 <u>令和8年9月1日</u>
	略			
3 級～5 級 略				

旧

へき地等学校等を指定する規則（抜粋）

（へき地学校等）

第2条 条例第15条第1項に規定するへき地学校等は、別表第1の第1欄に定める級地及び同表の第2欄に定める所在市町村ごとに同表の第4欄に定める指定日に指定した同表の第3欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

別表第1（第2条関係）

へき地学校等

1 級地	2 所在市町村		3 小学校、中学校、 義務教育学校及び共 同調理場	4 指定日
1 級	略		略	略
	安芸郡	東洋町	甲浦小学校 甲浦中学校 <u>野根中学校</u>	平成2年1月1日 〃 <u>〃</u>
	略			
2 級	略		略	略
	安芸郡	東洋町	野根小学校	平成28年4月1日
	略			
3 級～5 級 略				

○東洋町立小学校設置条例

平成13年3月12日
条例第4号

(設置)

第1条 本町は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第29条の規定により小学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 小学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する小学校はそれぞれこの条例による小学校となり、同一名をもって存続するものとする。

附 則(平成19年12月19日条例第24号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(令和8年3月16日条例第5号)

この条例は、令和8年4月1日から施行する。

附 則(令和8年6月19日条例第16号)

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
甲浦小学校	東洋町大字河内26番地1
野根小学校	東洋町大字野根丙1104番地1

○東洋町立中学校設置条例

平成13年3月12日
条例第5号

(設置)

第1条 本町は、学校教育法(昭和22年法律第26号)第40条の規定により中学校を設置する。

(名称及び位置)

第2条 中学校の名称及び位置は、別表のとおりとする。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例の施行の際、現に存する中学校はそれぞれこの条例による中学校となり、同一名をもって存続するものとする。

附 則(令和8年6月19日条例第17号)

この条例は、令和8年9月1日から施行する。

別表(第2条関係)

名称	位置
甲浦中学校	東洋町大字白浜3番地2
野根中学校	東洋町大字野根丙1104番地1

	て、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和8年6月11日提出でございます。 提案理由についてでございます。 出入国管理及び難民認定法等の一部を改正する法律の施行に伴い、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付申請において利用できるカードとして、特定在留カード及び特定特別永住者証明書を追加するとともに、電気通信事業法及び日本電信電話株式会社等に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴い、引用している同法の条番号を改めるため、本条例を改正しようとするものでございます。 なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。 次に、議案第28号、東洋町特定乳児等通園支援事業の運営に関する基準を定める条例を定めることについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和8年6月11日提出でございます。 提案理由についてでございます。 子ども・子育て支援法第54条の3において準用する同法第46条第2項の規定に基づき、本町において特定乳児等通園支援事業を実施するに当たり、その運営に関する基準を定める必要があるため本条例を制定しようとするものでございます。 なお、内容につきましては、住民課長が説明をいたします。 続いて14ページからお願いたします。 議案第29号、東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めます。令和8年6月11日提出でございます。
--	---

	続いて議案第30号、東洋町立中学校設置条例の一部を改正することについて、地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めます。令和8年6月11日提出でございます。 提案理由についてでございます。 議案第29号及び第30号については、関連がございますので一括してご説明をいたします。野根小、中学校の一貫校に伴い、令和8年9月1日より現行の場所からの野根小及び中学校の位置を変更するため、本条例を改正しようとするものでございます。 なお、内容につきましては、教育次長が説明をいたします。 続いて16ページからお願いたします。 議案第31号、令和8年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについて、地方自治法第218条第1項の規定により、議会の議決を求めます。令和8年6月11日提出でございます。 提案理由についてでございます。 歳入歳出それぞれ1億6,144万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,779万8千円とするものでございます。 債務負担行為では期間を補正し、地方債では、借入限度額を補正しております。 歳入では、地方交付税、国庫及び県支出金、町債を計上しております。 歳出では、人事異動による人件費等、庁舎、防災センター無線環境整備委託料、生見サーフインピーチAED収納ボックス購入費、光ケーブル施設内蓄電池更新工事費、東洋町事業者等物価高
--	---

心身に有害な影響を与える行為を禁止しております。第25条では、職員及び管理者による秘密漏えいを禁止しております。 47ページ、第28条では、苦情を受け付けるための窓口の設置など、苦情を解決するための措置を義務づけております。 48ページ、第30条では、事故の発生防止及び発生時の対応に関する措置を義務づけております。 50ページ、第3章は雑則でございまして。第33条では、条例で書面により行うこととされている手続について、保護者の承諾を得た上で、電子メール等の電磁的方法にすることができ旨を定めております。以上でございまして。ご審議のほどよろしくお願いたします。	(安岡 良仁 議長) 生松教育次長。 (生松 克祐 教育次長) おはようございます。それでは、議案第29号東洋町立小学校設置条例の一部を改正することについて御説明いたします。議案関係資料55ページ、それと新旧対照条文80ページでございしますが、新旧対照条文にて御説明いたします。 今回の改正は、令和8年度から野根中学校の校舎において野根小中学校一貫校を実施しておりますが、予定どおり2学期から野根小中学校の校舎において、小中一貫校を実施するため、野根小学校の住所を現在ある小学校校舎の住所地に改正するものです。別表第2条関係でございまして、住所地、これは1でございまして。別表では1と書いておりますが、住所地を、野根丙994番地1から改正後の新、野根丙1104番地1、現在の野根小学校の住所
---	--

所とする改正でございまして。以上でございまして。 続きまして、議案第30号、東洋町立中学校設置条例の一部を改正することについて御説明いたします。議案関係資料56ページ、それと新旧対照条文81ページでございまして、新旧対照条文にて御説明いたします。 今回の改正は、議案第29号と同様の理由により、野根中学校の住所を現在ある野根小学校の校舎の住所に改正するものでございまして。 別表第2条関係、住所地を野根丙994番地1から改正後の野根丙1104番地1とするものとする改正でございまして。以上でございまして。御審議のほどよろしくお願いたします。	(安岡 良仁 議長) 総務課長。 (栗地 伸吾 総務課長) それでは、議案第31号、令和8年度東洋町一般会計補正予算第1号を定めることについてご説明いたします。 予算書1ページをお願いいたします。今回の補正では、歳入歳出それぞれ1億6,144万4千円を追加し、予算の総額を歳入歳出それぞれ37億2,779万8千円とするものでございまして。2ページをお願いいたします。 (予算書に基づき説明) (安岡 良仁 議長) 堀川住民課長兼地域包括支援センター事務局長。
--	---

○へき地等学校等を指定する規則(抜粋)

(平成 16 年 3 月 30 日教育委員会規則第 2 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、公立学校職員の給与に関する条例（昭和 29 年高知県条例第 37 号。以下「条例」という。）第 15 条第 1 項及び第 15 条の 2 第 1 項の規定に基づき、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等及び特別の地域に所在する学校等を指定するものとする。

(へき地学校等)

第 2 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校等は、別表第 1 の第 1 欄に定める級地及び同表の第 2 欄に定める所在市町村ごとに同表の第 4 欄に定める指定日に指定した同表の第 3 欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

(へき地学校に準ずる学校等)

第 3 条 条例第 15 条第 1 項に規定するへき地学校に準ずる学校等は、別表第 2 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

(特別の地域に所在する学校等)

第 4 条 条例第 15 条の 2 第 1 項に規定する特別の地域に所在する学校等は、別表第 3 の左欄に定める所在市町村ごとに同表の右欄に定める指定日に指定した同表の中欄に定める小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場とする。

○公立学校職員の給与に関する条例(抜粋)

(昭和 29 年 7 月 12 日条例第 37 号)

(へき地手当)

第 15 条 教育委員会規則で級別に指定する小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校等」という。)に勤務する職員並びに教育委員会規則で指定するへき地学校等に準ずる小学校、中学校、義務教育学校及び共同調理場(以下「へき地学校に準ずる学校等」という。)に勤務する職員には、へき地手当を支給する。

(へき地手当に準ずる手当)

第 15 条の 2 職員が学校若しくは共同調理場(以下この条において「学校等」という。)を異にして異動し、若しくは新たに給料表の適用を受ける職員となり、当該異動若しくは適用に伴って住居を移転した場合又は職員の勤務する学校等が移転し、当該移転に伴って職員が住居を移転した場合において、当該異動若しくは適用の直後に勤務する学校等又はその移転した学校等が、へき地学校等、へき地学校に準ずる学校等又は教育委員会規則で指定する特別の地域に所在する学校等(以下この条において「へき地等学校等」という。)に該当するときは、当該職員には、当該異動若しくは適用又は学校等の移転(以下この条において「異動等」という。)の日から 3 年以内の期間(当該異動等の日から起算して 3 年を経過する際次項で定める条件に該当する者にあつては、更に 3 年以内の期間)、給料及び扶養手当の月額 100 分の 4 を超えない範囲内の月額のへき地手当に準ずる手当を支給する。